

問 標記の加算算定（福祉専門職員等配置加算）については、報酬告示の新旧対照表において、「常勤で配置されている従業員のうち」とされているところだが、この場合、常勤とは、正規、パート等による職種は問わないものか。

答 常勤とは、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者（指定基準解釈通知）であり、正規・非正規の別は問わない。たとえば、所定労働時間※が週40時間である事業者の場合、正規・非正規問わず40時間勤務している者については「常勤」として当該加算の計算を行うこととする。

（H21.3.12 H21 厚生労働省 Q&A（障害福祉） vol1 問 1-2）

注：所定労働時間とは就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう（出典：厚生労働省）。